

介護予防・日常生活支援総合事業関係者 御中

出雲市健康福祉部医療介護連携課

介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービスの併用について

平素より本市行政の推進にご理解及びご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本市の介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）については、その概要及び高齢者の自立に向けたケアマネジメントの実施についての理解を深めることを目的として、介護予防・日常生活支援総合事業マニュアル（令和6年6月版）（以下「マニュアル」という。）を作成し、総合事業の適切な運用を推進しております。

現行のマニュアルにおける総合事業サービスの併用では、訪問型サービスの中での複数のサービス併用は原則行わないこととしております。

今般、効率的なサービス提供の観点から下記の条件を全て満たす場合に限り、訪問型サービスBについては、訪問介護従前相当サービス又は訪問型サービスAとの併用を可能といたしますので、御了知いただきますようお願いいたします。

なお、本内容のマニュアルへの反映については、現在、従前相当サービスの新規利用の適正化に向けた検討をしているところであり、当該検討結果を踏まえて反映することとなることを申し添えます。

記

- ① ケアマネジャーの訪問によるアセスメントの結果、環境や状態の変化により、3ヶ月以内の一時的な生活援助の需要の増加が見込まれる対象者であること。
- ② ケアマネジャーは、あらかじめ当課へ連絡し、現在対象者が利用している訪問介護従前相当サービス又は訪問型サービスAと、併用する訪問型サービスBの適応が可能であることを個別具体的に確認すること。なお、併用の期間がやむを得ず3ヶ月を越える場合にあっては、あらかじめ再度の訪問によるアセスメントを実施した上で当課へ連絡し、継続して適応が可能であることを確認すること。
- ③ 併用する訪問型サービスの提供時間が重複しないこと。

出雲市役所 医療介護連携課 介護予防係
出雲市今市町70番地
TEL：0853-21-6106、FAX：0853-21-6749
mail：iryoud@city.izumo.shimane.jp